

ここがポイント 2025 年の年末調整！
～基礎控除、給与所得控除、特定親族
特別控除の改正を徹底解説～

資料作成：鈴木涼介税理士事務所 税理士 鈴木 涼介

目次

- | | |
|----------------------------------|---|
| ■ 1. はじめに..... | 1 |
| ■ 2. 「年収の壁」が大きく変わる！..... | 1 |
| ■ 3. 令和 7 年度税制改正の概要..... | 1 |
| ■ 4. 令和 8 年分以後の給与の源泉徴収事務..... | 5 |
| ■ 5. 年末調整に向けて、中小企業が今すぐ準備すべきこと... | 6 |

ここがポイント 2025 年の年末調整！

～基礎控除、給与所得控除、特定親族特別 控除の改正を徹底解説～

■ 1. はじめに

令和 7 年度税制改正は、基礎控除や給与所得控除の改正、特定親族特別控除の創設など、大きな改正がありました。これらは、令和 7 年 12 月の年末調整作業から影響するものであり、年末調整における税額計算はもとより、従業員への周知もしっかり行っていく必要があります。

そこで本稿では、令和 7 年度税制改正の概要や今年の年末調整への影響を解説します。

■ 2. 「年収の壁」が大きく変わる！

(1) 「103 万円の壁」から「160 万円の壁」へ

いわゆる「年収の壁」には、税や社会保険などのいくつかの壁がありますが、所得税の観点でみると、従来は年収 103 万円を超えた時点で税負担が生ずる「103 万円の壁」がありました。また、配偶者控除や扶養控除の適用を受けるためには、その配偶者や扶養親族の年収が 103 万円以下である必要があり、ここにも「103 万円の壁」がありました。

このような 103 万円の壁を超えないように、就業調整を行う人が増加し、人手不足になるといった状況が生じていました。また、現在は、物価上昇局面に入っているのに対して、賃上げが追いついていない状況であることから、低中所得者の税負担に配慮する必要がありました。

これについて、令和 7 年度税制改正において、基礎控除の引上げ、基礎控除の特例の創設、給与所得控除の引上げが行われ、103 万円の壁が「160 万円の壁」（基礎控除 58 万円＋基礎控除の特例 37 万円＋給与所得控除 65 万円＝160 万円）に引き上げられました。

■ 3. 令和 7 年度税制改正の概要

(1) 基礎控除・給与所得控除の見直し

① 基礎控除の引上げ

わが国経済は、デフレの状態が長く続いてきましたが、現在はインフレ局面に入っており、今後も一定の物価上昇が見込まれています。こうした物価動向を踏まえ、所得税の基礎控除の額を最高 48 万円から最高 58 万円に 10 万円引き上げることとされました。

② 基礎控除の特例の創設

基礎控除は、上記①のとおり 10 万円引き上げられましたが、さらに、低所得者層の税負担に対して配慮する観点や、物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況を踏まえ、中所得者層を含めて税負担を軽減する観点から、所得税の「基礎控除の特例」が創設されました。

具体的には、居住者のその年分の所得税に係る合計所得金額が 655 万円（令和 9 年分以後の各年分は 132 万円）以下である場合に、基礎控除の額に以下の金額が加算されます。

合計所得金額	加算額	
	令和 7 年分・8 年分	令和 9 年分以後
132 万円以下	37 万円	37 万円
132 万円超 336 万円以下	30 万円	0 円
336 万円超 489 万円以下	10 万円	0 円
489 万円超 655 万円以下	5 万円	0 円

したがって、基礎控除の額は、以下のとおり、基礎控除の額（最高 58 万円）と、基礎控除の特例との合計額となります。

合計所得金額	控除額	
	令和 7 年分・8 年分	令和 9 年分以後
132 万円以下	95 万円 (58 万 + 37 万)	95 万円 (58 万 + 37 万)
132 万円超 336 万円以下	88 万円 (58 万 + 30 万)	58 万円 (58 万 + 0 円)
336 万円超 489 万円以下	68 万円 (58 万 + 10 万)	58 万円 (58 万 + 0 円)
489 万円超 655 万円以下	63 万円 (58 万 + 5 万)	58 万円 (58 万 + 0 円)
655 万円超 2,350 万円以下	58 万円	58 万円
2,350 万円超 2,400 万円以下	48 万円	48 万円

2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円	16 万円
2,500 万円超	0 円	0 円

上記基礎控除の改正及び基礎控除の特例の創設は、令和 7 年 11 月までの給与の源泉徴収事務に影響はありませんので、従来どおりの源泉徴収税額によって徴収・納付を行うこととなります。

そして、令和 7 年 12 月に行う年末調整の際に、改正後の基礎控除額及び基礎控除の特例に基づいて 1 年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行うこととなります。

③ 給与所得控除の引上げ

給与所得控除は、給与収入に対する割合に基づき計算される控除であり、物価の上昇とともに賃金が上昇すれば、控除額も増加します。しかしながら、最低保障額が適用される給与収入である場合、給与収入が増えても控除額は増加しない構造となっています。

そのため、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、最低保障額が 55 万円から 65 万円に 10 万円引き上げられました。

給与収入の金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162 万 5,000 円以下	65 万円	55 万円
162 万 5,000 円超 180 万円以下		$\text{収入金額} \times 40\% - 10 \text{ 万円}$
180 万円超 190 万円以下		$\text{収入金額} \times 30\% + 8 \text{ 万円}$

この給与所得控除の改正は、令和 7 年 11 月までの給与の源泉徴収事務に影響はありませんので、従来どおりの源泉徴収税額によって徴収・納付を行うこととなります。

そして、令和 7 年 12 月に行う年末調整の際に、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて 1 年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行うこととなります。

なお、この給与所得控除の改正に伴い、「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」について、必要経費に算入する金額の最低保障額が 65 万円（改正前：55 万円）に引き上げられました。

（2）特定親族特別控除の創設

① 特定親族特別控除とは

居住者が親族を扶養控除の対象に含めるためには、その親族の合計所得金額が 48 万円（給与収入 103 万円相当）以下である必要がありました。また、

大学生などの年齢 19 歳以上 23 歳未満の者については、扶養控除の控除額が 63 万円（特定扶養控除）に引き上げられています。

大学生などのアルバイトは、上記合計所得金額要件を超えると、親等の税金計算において特定扶養控除の適用を受けられなくなることから、就業調整を行うことが多くありました。

このため、19 歳から 22 歳までの大学生年代の子等の合計所得金額が 85 万円（給与収入 150 万円相当）までは、親等が特定扶養控除と同額（63 万円）の所得控除を受けられ、また、大学生年代の子等の合計所得金額が 85 万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逡減する仕組み（特定親族特別控除）が創設されました。

② 具体的な適用要件と控除額

特定親族特別控除の対象となる人（特定親族）とは、居住者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の人をいいます。

特定親族特別控除は、その特定親族 1 人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて、以下の金額を控除できます。

特定親族の合計所得金額	控除額
58 万円超 85 万円以下	63 万円
85 万円超 90 万円以下	61 万円
90 万円超 95 万円以下	51 万円
95 万円超 100 万円以下	41 万円
100 万円超 105 万円以下	31 万円
105 万円超 110 万円以下	21 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円
120 万円超 123 万円以下	3 万円

この特定親族特別控除は、令和 7 年分の年末調整から適用を受けることができます。年末調整で適用を受ける場合には、給与の支払者に特定親族特別控除申告書を提出する必要があります。

③ 2 人以上の居住者の特定親族に該当する親族がいる場合などの取扱い

2 人以上の居住者の特定親族に該当する親族がいる場合など、以下のような場合には、特定親族特別控除の適用を受けられないことがあります。

(ア) 2 人以上の居住者の特定親族に該当する親族がいる場合には、その親族は、これらの居住者のうちいずれか 1 人の特定親族にのみ該当するものとみなされます。

(イ) 居住者の特定親族に該当する親族が他の居住者の配偶者特別控除の対象となる配偶者にも該当する場合には、その親族は、これらの居住者のうちいずれか 1 人の特定親族又は配偶者特別控除の対象となる配偶者にのみ該当するものとみなされます。

(ウ) 親族の双方がお互いに適用を受けることや、この控除の適用を受けている親族を特定親族として適用を受けることはできません。

(3) 扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の改正に伴い、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が引き上げられました。例えば、配偶者控除や扶養控除の対象となるには、その前提として、「同一生計配偶者」や「扶養親族」に該当する必要があるところ、それらに該当するための所得要件について、改正前は合計所得金額 48 万円（給与収入 103 万円相当）以下である必要がありましたが、改正後は 58 万円（給与収入 123 万円相当）以下とされました。

区分	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件の引上げ	58 万円以下	48 万円以下
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件の引上げ		
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件の引上げ	58 万円超 133 万円以下	48 万円超 133 万円以下
勤労学生の合計所得金額要件の引上げ	85 万円以下	75 万円以下

この扶養親族等の所得要件の改正は、令和 7 年 11 月までの給与の源泉徴収事務に影響はありませんので、従来どおりの源泉徴収税額によって徴収・納付を行うこととなります。

そして、令和 7 年分の給与の源泉徴収事務においては、令和 7 年 12 月 1 日以後に支払う給与から、所得要件の改正が適用されます（この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けるためには扶養控除等申告書等の提出が必要となります。）。

■ 4. 令和 8 年分以後の給与の源泉徴収事務

(1) 令和 8 年分以後の源泉徴収税額表

基礎控除及び給与所得控除の改正に伴い、令和 8 年分以後の源泉徴収税額表が改正されました。したがって、令和 8 年分以後の給与の源泉徴収事務は、改正後の税額表によって徴収・納付を行うこととなります。

ただし、令和 8 年分以後の源泉徴収税額表は、基礎控除額 58 万円への引き上

げに基づいた金額となっており、基礎控除の特例は織り込まれていません。基礎控除の特例については、年末調整又は確定申告によって適用を受けることになります。

(2) 源泉控除対象親族

特定親族特別控除の創設に伴い、令和 8 年分以後の扶養控除等申告書等には、「控除対象扶養親族」に、「特定親族に該当する者のうち合計所得金額が 100 万円以下であるもの」を加えた「源泉控除対象親族」を記載することになります。

令和 7 年分までの源泉徴収事務においては、「源泉控除対象配偶者」及び「控除対象扶養親族」の数などを基に扶養親族等の数を算定していましたが、令和 8 年分以後においては、「源泉控除対象配偶者」及び「源泉控除対象親族」の数などを基に扶養親族等の数を算定することとなります。

■ 5. 年末調整に向けて、中小企業が今すぐ準備すべきこと

(1) 給与計算ソフトの更新

基礎控除や給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設などは、原則として、令和 7 年 12 月 1 日に施行され、令和 7 年分以後の所得税について適用されます。そのため、令和 7 年 12 月以降に行う年末調整作業は、これらの改正を反映した状態で税額計算を行う必要があります。

現在は、給与計算ソフトの普及が進み、多くの事業者において、給与計算ソフトを利用して年末調整作業を行っていると考えられます。給与計算ソフトを利用して年末調整作業を行っている事業者は、今回の改正に対応するためにソフトの更新（バージョンアップ）を行う必要があります。

(2) 年末調整関係書類の收受

年末調整関係書類（基礎控除申告書、特定親族特別控除申告書など）は、一般的に、10 月～11 月下旬頃までに、従業員から提出を受けることが多いと考えられます。今回の改正が影響する年末調整は、令和 7 年 12 月 1 日以後に行う年末調整ですが、実務上、令和 7 年 12 月 1 日から年末調整関係書類の提出を受けたのでは、年末調整に間に合わない事態も想定されます。そのため、同日以後適用される改正を反映した年末調整関係書類について、同日前から提出を受けなくても問題ありません。

なお、令和 7 年分の最後の給与を令和 7 年 11 月 30 日以前に支払った場合の年末調整においては、改正後の基礎控除等は適用されません。

(3) 従業員への変更点の周知方法

今回の改正事項は、年末調整を受ける従業員側が内容を正しく理解しないといけない項目が多いといえます。

給与所得控除額及び扶養親族等の所得要件の改正によって、新たに扶養控除

等の対象となる扶養親族等を有することとなった従業員は、その旨を記載した扶養控除等申告書を、給与の支払者に提出することとなります。その際、「異動月日及び事由」欄に「令和7年12月1日改正」等と記載する必要があります。

また、年末調整において、特定親族特別控除の適用を受けようとする従業員は、その年最後に給与の支払を受ける日の前日までに特定親族特別控除申告書を給与の支払者に提出することとなります。

その他、基礎控除の適用を受けるためには、基礎控除申告書の提出が必要となりますが、その際に、合計所得金額の記載が間違っていると、基礎控除の額が変わってしまうため、しっかりと記載してもらう必要があります。

したがって、従業員に対して、改正事項をまとめた書面や国税庁で公表しているリーフレット・手引きなどを配付し、改正事項の周知を進めていく必要があります。

(4) 令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿

国税庁ホームページに掲載されている「令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿」は、特定親族特別控除の適用がある場合の計算に対応していないものとなっています。

そのため、特定親族特別控除の適用がある場合で、この源泉徴収簿を使用するときは、源泉徴収簿の余白に「特定親族特別控除額 (⑰-2) [XXX, XXX 円]」と記載するなど、控除額が分かるように記載します。

また、「所得控除額の合計額⑳」欄には、余白に記載した特定親族特別控除額を含めた金額を記載します。

(5) 令和7年12月以後の源泉徴収票

特定親族特別控除の創設に伴い、令和7年12月以後の「給与所得の源泉徴収票」が改正されました。特定親族特別控除の適用がある場合には、給与所得の源泉徴収票に特定親族特別控除額等を記載することになります。

【著者プロフィール】 鈴木 涼介 (すずき りょうすけ)

鈴木涼介税理士事務所

元個人情報保護委員会事務局 上席政策調査員

千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科教授

東京税理士会調査研究部委員

日本税務会計学会訴訟部門委員

日本税法学会会員

平成18年 税理士登録

平成22年 日税研究賞受賞 (日本税理士会連合会、公益財団法人日本税務研究センター共)

催)

平成 26 年 鈴木涼介税理士事務所開設

同年 3 月に特定個人情報保護委員会（現 個人情報保護委員会）事務局上席政策調査員に任用
され、平成 29 年 3 月に任期満了により退任

本レポートにつきましては万全を期して作成しておりますが、ご利用の結果に関しては一切の責任を負いかねますのでご了承ください。また、本レポートを無断で複製または掲転載することを禁止します。

資料提供：第一生命・損保ジャパン サクセスネット事務局
